

令和3年度介護保険制度改正で新たに基準に盛り込まれた項目について、運営指導において、指摘事項に上がる事例が多数見受けられました。

下記の一覧表でチェックして、令和6年3月31日までに整備が完了するよう準備に取り組みましょう。



令和6年4月1日から義務化される事項 《サービス別一覧表》

- A：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 B：夜間対応型訪問介護
 C：地域密着型通所介護 D：認知症対応型通所介護（予防含む）
 E：小規模多機能型居宅介護（予防含む）
 F：認知症対応型共同生活介護（予防含む）
 G：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 H：看護小規模多機能型居宅介護
 I：介護老人福祉施設
 J：介護老人保健施設

義務化される事項	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
栄養管理に係る規定 ※1							○		○	○
口腔衛生の管理に係る規定							○		○	○
認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置			○	○	○	○	○	○	○	○
業務継続計画の策定等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
感染症の予防及びまん延の防止のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）※2	○	○	○	○	○	○		○		
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
虐待の防止に係る措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 栄養管理の基準を満たしていない場合、令和6年4月1日からは入所者全員について、所定単位数が減算されます。

※2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設においては、すでに基準に明記されています。